

第 7 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 7 月 28 日 (金) 13 時 30 分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2
3. 出席委員 14 人

会長 1 番 内海 武博
会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則
4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 6 番 安井 弘之
7 番 鈴木 義昭 8 番 石井 裕士 9 番 島津 健治
10 番 上野 悟 11 番 桜井 陽子 12 番 得納 逸二
13 番 立石 浩一 14 番 兼国 幸秀

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 2 番 作田 博 3 番 折元 文則
6. 議事日程

第 1 付議事項

- 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (5 件 8 筆)
議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (1 件 1 筆)
議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (1 件 2 筆)
議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について (利用権設定)
議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について (一括方式)
議案第 33 号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

第 2 協議事項

- (1) 農地パトロール (利用状況調査) について

第 3 報告事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
(2) 非農地証明申請について (9 件 10 筆)
(3) 農地転用 (農業用施設) 届出書の受理について (2 件 2 筆)
(4) 農業相談について

第 4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 係長 城西 隆志・主査 鶴田 知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容 (議長 1 番 内海 武博)

(開会 13 時 22 分)

事務局 はい、すみません。定刻より少し早いんですが、委員の皆さま、全員お揃いになりましたので、総会の方を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会

中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。事務局長は本日他の業務がございますので欠席の方、させていただきます。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

はい、それでは第7回農業委員会総会を開会します。現在の在任委員は14名で、本日の出席委員は14人全員でございます。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達していますので、総会は成立します。本日の総会の議事録署名者は、2番作田博委員さん、3番折元文則委員さんをお願いします。

(付議事項)

議長 続きまして付議事項に入りますが、農地利用最適化推進委員の任期が、令和5年7月19日までだったため、現地調査委員からの説明を農業委員会事務局から行い、事務局の説明および報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

(議案第28号)

議長 それでは、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件8筆を議題といたします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをお開きください。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

(以下議案集により朗読説明)

(議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	(渡) 遠隔地に居住していることから耕作管理が困難なため。 (受) 経営規模を拡大するため。 (譲受人は農地所有適格法人)	湯川 是竹 堀田	畑1筆	110㎡
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	(渡) 相続財産処分のため。 (受) 購入予定居宅の隣接地のため。	真野 鍛冶谷 梅田	畑1筆	217㎡
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難であるため。 (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利なため。	神尾 綿谷 中村	畑2筆	253㎡
		(現地確認) 7月12日9:20から3名の委員で実施され、問題ないという意見をいただいております。			
		(現地確認) 7月16日9:00から3名の委員で実施され、問題ないという意見をいただいております。			
		(現地確認) 7月11日8:00から3名の委員で実施され、問題ないという意見をいただいております。			

		（渡）体調不良で耕作が困難であり、後継者もいないため。 （受）既存経営地の隣接地であり、耕作に便利のため。 （現地確認）7月11日8:00から3名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。	神尾 綿谷 中村	畑 1 筆	15 m²
		（渡）遠方に居住しており耕作が困難であり、後継者がいないため。 （受）既存経営地の隣接地であり、現在、耕作しているため。 （継受人は耕作者のため、利用権の解約なし） （現地確認）7月11日8:00から2名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。			

（最適化推進委員任期満了のため事務局が理由等説明。）

事務局 事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。
質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 29 号）

議長 それでは、議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」（1 件 1 筆）を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 26 ページをご覧ください。議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

（議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の内容）

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	種別
	田 1 筆 710 m²	資材置場（農業用）	湯川・是竹・堀田	現況 畑 第 2 種農地 農用地区域外
		（現地確認）7月12日9:30から3名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		

（最適化推進委員任期満了のため事務局が理由等説明。）

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。
質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり

がございました。

(議案第 30 号)

議長 続きまして、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(1 件 2 筆)を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 35 ページをご覧ください。議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 2 筆 157 m ²	農業用倉庫 農業用資材置場 (始末書提出) (現地確認) 7 月 12 日 10:00 から 3 名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。	是竹・堀田・湯川	第 2 種農地 農用地区域外

(最適化推進委員任期満了のため事務局が理由等説明。)

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 議案第 31 号に移ります前に、振興課の方が、他な所へ出かけていまして、都合がつかないということございまして、2 時前になるという報告ですので、飛ばしまして、協議事項の方へ入りたいと思います。ここで、作田副会長に議長を交代させていただきます。終わりましたら、また、こちらの方へ戻りますので、よろしくお願いいたします。

(議長交代 2 番 作田 博)

(13 時 39 分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)農地パトロール(利用状況調査)について事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊資料をご覧ください。令和 5 年度、農地パトロール(利用状況調査)実施計画(遊休農地の発生・解消状況に関する調査)の関係のものでございます。この実施計画につきましては、農業委員会の総会等で、実施要項等を整備して、その後、農地パトロールをするということになっております。別冊である資料です。こちらにつきましては、「ねらい」のところへ書かせていただいております通り、遊休農地の増加と解消の課題解決に向けて、利用状況調査の先行いまして、農地パトロールとして取り組んでこさせていたしております。これが、平成 21 年 12 月の改正農地法の施行によりまして、農

地の権利を有するものの責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として、毎年1回、農地の利用の状況についての調査（利用状況調査）の実施が義務付けられ、効率的実施の観点から、農地パトロールを利用状況調査として行っていくことになっております。また、平成28年4月には改正農業委員会法が施行され、「農業委員会の業務の重点は、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）」であることが明確化され、新設された農地利用最適化推進委員と農業委員が連携して現場活動を行うこととなりました。そういったことを踏まえて①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見について重点的に取り組むこととして、「農地パトロール」を実施します。実施主体は世羅町農業委員会。実施日は令和5年8月から11月。対象農地は世羅町内全域の全ての農地（田・畑）になります。調査内容ですが、これまで把握している農地の状況の変化（解消、荒廃度合いの進展等）を確認するとともに、その他の地域として目視により新たに発生した遊休農地の確認を行い、今年度からになります。その旨をタブレット等に記録していただくように計画の方させていただきます。2ページ目をご覧ください。農地パトロールの実施についてですが、農地パトロールの実施時期及び報告は8月～11月30日までに、農地利用最適化推進委員さんに現地確認を実施していただき、調査結果のタブレットの入力締め切りは11月30日とさせていただきます。遊休農地の判定基準でございますが、作付けされている。耕起されている。草刈管理されているものは調査日のみタブレットへ、入力していただくようになります。これは、後程出てまいります。ケース1の場合です。3点目ですが1年以上草刈管理されておらず、かつ、今後耕作される見込みがない農地。山林化、転用されているものを農地の状況により、次の4つに分類して、それぞれタブレットへ入力していただくようになります。一つが1号遊休農地（緑）これは＜ケース2の場合＞でございます。判断基準ですが、作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業（草刈等により直ちに耕作することが可能となる農地）により営農を再開することが可能と判断される農地（いわゆる不作付けの耕地）は1号遊休農地（緑）ということにさせていただきます。続いて1号遊休農地（黄）ですが、この判断基準は、草刈等により直ちに耕作することは出来ないが、基盤整備等の条件整備により再生可能となる農地（荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれるもの）は、1号遊休農地（黄）ということになります。1号遊休農地につきましては、荒廃状況に応じて二通りに区分をするようになります。続いて再生利用が困難な農地「非農地」の関係でございます。これが、＜ケース3の場合＞ということで、また、後半で説明をさせていただきますが、判断基準といったしましては、容易な復旧が非常に困難（山林化、山際で笹などが一面に繁茂し、森林の様相を呈しているなど農地に復元して利用することができないと見込まれるもの）や周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して

利用することが出来ない農地（基盤整備事業が計画されている場合は除く）は、再生利用が困難な農地「非農地」として整理をさせていただくようになります。最後ですが、転用ということで許可なく建物が建っているものとか、農地以外の物にされているものについては、転用ということで整理をしていただくようお願いをしようと思います。続いて3ページ目をご覧ください。令和5年度農地パトロール「農地利用状況調査」遊休農地の判断基準で、判定のフローチャートを挙げさせていただいております。まず判定開始の所から行きて、作付け・耕起・草刈管理をされている場合は、調査日のみ入力で遊休農地ではない。先ほどの〈ケース1〉の該当になります。再生利用が可能な場合はどちらになるか、1号遊休農地、（緑）か（黄）になるかというところで判断していただきまして入力していただくようになります。もう一つが容易な復旧が非常に困難とか、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ない農地につきましては非農地ということとさせていただいて、最後が、転用ということでタブレット等への入力をしていただく予定です。続いて4ページ目をご覧ください。こちらが先ほどお話をさせていただきました、作付けされている、草刈管理をされている〈ケース1〉のパターンでございます。ここにつきましては草刈管理がされていますので、畑地として一定程度の管理をしているため「遊休農地ではない」として判断しタブレットに入力をしていただきます。続いて5ページ目ですが、こちらは〈ケース2〉先ほどの1号遊休農地（緑）となっているところですが、この筆は、作付けがされておらず、また管理されていないため雑草が繁茂していますが、一年草のみであるため、「1号遊休農地（緑）」と判断し、タブレットに入力をしていただきます。続いて6ページ目ですが、これが〈ケース3〉ということで非農地の関係でございます。この筆は、雑木が繁茂して、山林化しており、非常に困難ということで、「再生利用が困難な農地（非農地）」として判断し、タブレットに入力の方いたしますが、今後、草刈りや耕起することにより農地として利用できる場合は、「非農地」として判断することは出来ません。またこちらの実施計画につきましては今日の総会の中で、このまま問題ないということになりましたら、8月1日の午後から予定させていただいております、農地パトロール（利用状況調査）の説明会の中で、実施計画等々含めて、更に詳細な部分については最適化推進委員さん及び農業委員さんの方へご説明させていただく予定です。以上です。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 はい。6番委員

6番 6番安井です。この判定の場合に、野菜のハウスとか、ハウスを建てあるところがあるんですよね、こういう所は、草が生えてたりとか、物を置いてあったりとかこういうのはどうなるんですか。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、ビニールハウス等が設置してある場合につきましては、中がどうなっているかにもよりますが、通常のビニールハウスでありますと、転用は

不要でございますので、管理をされていると判断していただいても大丈夫かとは思いますが。周りにつきましても、どれくらいの荒れ具合にもよりますが、特にハウスの近くということであると、やはり、たまたま見た時が、管理が来ていない時であって、もう少ししたらされるのではないかと判断出来ますので、分からないものに関しては、タブレットに写真等撮る機能もありますので、一旦、写真等に撮っていただいて、事務局の方へご相談していただければ、どちらかというふうなところは、また、お話をさせていただけたらと思います。

6 番 はい、分かりました。

議長 はい、その他ございませんか。

議長 はい、どうぞ5番委員さん。

5 番 はい、5番宮丸です。2点質問させてください。まず1点目ですが、タブレットの活用で、非常に便利になると思いますが、農地パトロールをする範囲は、これまで地図をいただいていたんで、この地図を見ながら回っていましたが、タブレット上では「どこまで」という範囲が明確にあるのかどうかというのが1点。2点目ですが、例えば2人で、最適化推進委員さんと農業委員と2人でパトロールした場合、タブレット入力したものが、今日、ここへ集まっている14人のタブレット端末で、どういう状況なのかということは、結果が見えるのでしょうか。以上です。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、まず、昨年度までは、地図を渡させていただいておりましたが、今回、確認していただく地域につきましては、色分けというか、どここの地区を見たいいただきたいということで、画面上で把握できるようになっております。また、2点目の関係でございますが、農業委員さんについては地区を決定させていただいてない所、あくまでも、最適化推進委員さんのみ担当地区で設定させていただいておりますので、基本的に、行程とかまでは見ることは出来ないとと思いますが、農地の状況については、通常のタブレットでの、農地確認アプリの方へ入っていただければ、誰が所有しているとか、何種農地かというところは分かると思いますので、基本的には、入力に関しては最適化推進委員さんのタブレットで入力をしていただけたらと思います。

5 番 はい、良く分かりました。

議長 その他ありませんか。

議長 ご覧ですか。

議長 はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 続いて報告事項に移らせていただきます。報告事項(1)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第3条の3の規定による届出書について」5件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（２）「非農地証明申請について」事務局より報告を求め
ます。

事務局 報告事項（２）「非農地証明申請について」９件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（３）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」
事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（３）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」２件報
告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（４）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（４）「農業相談について」１件報告。

議長 事務局からの報告が終わりました。

（連絡事項）

議長 それでは、連絡事項（１）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いし
ます。

事務局 連絡事項（１）「今後の日程」連絡。

（議長再度交替 １番 内海 武博） 14 時 10 分

（付議事項）

（議案第 31 号）

議長 それでは、産業振興課より出席されましたので、議案第 31 号「農業経営基
盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について（利
用権設定）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められて
おります。それでは世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 はい、それでは失礼します。産業振興課産業振興係の年宗です。よろしくお
願いいたします。出席が遅れましたこと、誠に申し訳ございません。別冊議案
第 25 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の作成について」説明いたしま
す。

（内容相違の指摘があり訂正）

別冊議案第 31 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の作成について」説明
いたします。（以下、１期間・２新規再設定・３貸借手数・４地目別について農
用地利用集積計画の集計を概略説明。）

甲山地区 １筆 862 ㎡ 世羅西地区 １筆 2,338 ㎡
合 計 ２筆 3,200 ㎡

主な理由としましては、相続人での管理が難しい等の理由によるものでござい
ます。以上です。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱いますが、よろ
しいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして
取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 32 号)

議長 続きまして。議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農
地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集
積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められて
おります。それでは世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 はい、続きまして別冊議案第 32 号「農用地利用集積計画(一括方式)の作
成について」、農地中間管理機構を通じた契約の集積になります。(以下、1 期
間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画(一括
方式)の集計を概略説明。)

甲山地区 11 筆 18,235 m² 世羅西地区 1 筆 484 m²

合 計 12 筆 18,719 m²

理由につきましては、管理者が高齢である。また、遠方で管理が難しいという
ものでございます。以上です。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょ
うか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして
取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 33 号)

議長 続きまして。議案第 33 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴
取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められて
おります。この件について世羅町産業振興課から説明をお願いします。

産業振興課 はい、それでは議案第 33 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見
聴取について」説明をさせていただきます。お手元の資料、世羅農業振興地域
整備計画変更理由書が、内容となっております。農用地区域から除外するもの
は 12 件 17 筆、で、除外理由の内訳は、一般廃棄物一時仮置き場への進入路
が 1 件、集会所及びゴミステーションが 1 件、太陽光パネル発電設備設置 6
件、進入路及び建物用地 1 件、防火用ため池 1 件、非農地 2 件でございます。
次のページをお開きください。なお番号順に、最後のページに位置図を付けて
おります。合わせてご確認いただければと思います。それでは今回世羅農業振
興地域整備計画(農用地区域からの除外しますものは 12 件 17 筆、面積は
10,973 m²)でございます。具体的な場所、面積などは次の通りでございます。

(以下議案集により朗読説明)

(農用地区域から除外するものの内訳)

当該農地	面積	理由
大字青近字乙丸 1375-2	1,880 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字赤屋字妙見 735-3 の一部	64 m ²	一般廃棄物一時仮置場への 進入路
大字宇津戸字藤ノ木 751-1	390 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字宇津戸字藤ノ木 762-1、762-2、765-1	2,850 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字西神崎字末久 131-1	71 m ²	非農地
大字賀茂字福見 1436	449 m ²	集会所及びゴミステーション
大字賀茂字定金 2001-1	2,079 m ²	非農地
大字賀茂字横田 2156-1	1,638 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字重永字道免 627-2	337 m ²	進入路・建物用地
大字山中福田字山陰谷 3484-1、3484-2 の一部	175 m ²	防火用ため池
大字山中福田字山陰谷 3484-2 の一部、3485-2	310 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字上津田字鐘鋳山 10330-11、10330-124	730 m ²	太陽光パネル発電設備設置

今回、除外いたしますものについては、農振法第 13 条第 2 項の全ての要件をすべて満たしております。以上、世羅農業振興地域整備計画変更の案件でございます。これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。

2 番 2 番作田です。何故こういう除外をしないといけないのか、除外するには毎月出来るのか、そういう説明をして欲しいんですけど、新しい人もおられるんで、直ぐ農地を転用することが出来るのかというと、出来ないんで、除外しない限り、何故しないといけないのかというのを説明してください。

議長 はい、お願いします。

産業振興課 はい、失礼します。除外申請については、毎年、6 月、10 月、2 月で申請を締め切っております。何故除外申請をしなければならないか、今おっしゃられた通り、転用等をしていただく事については、農振農用地域を外す必要がございます。そのため、そういった審査をさせていただいて、その中で年 3 回の許可という形で事務を進めております。以上でございます。

議長 はい、今、6 月に申請すると大体、それが、許可が下りるのはどれくらいのタイミングですか。

産業振興課 はい、失礼します。6 月に申請されますと、大体の日付でございますが、9

月には、許可が下りるかと思います。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。ということは、10月の農業委員会総会に諮れる、そういう段取りですね。

議長 はい、ほかに質問はありませんか。

議長 分かりましたかね。農振解除しないとどうにもならない話、農振地域については、何もできないということです。

事務局 先程から出ている、農業振興地域というのと農用地域というのは、世羅町の方で農業を進行する地域ということで、一筆ごとに設定をさせていただいている地番でございます。その関係でそちらについては、基本的には転用とかは許可出来ない農地になりますが、先程、産業振興課の担当の方から話をさせていただいた通り、一旦除外申請をして、除外が認められることによってこの農地が今度は農地の種類が1種農地、2種農地、3種農地というふうに、分かれては来るんですが、その除外後の種別によってまた、転用が出来るかどうかという判断になってまいります。そういったところの整理をする中に、一旦、農業振興地域の農用地域から除外し、その農地が転用の要件に該当するようであると、農地転用が出来るという流れになります。どうしても、農業振興地域からの除外については、時間がかかってまいりますので、事前に、転用したいと思われる農地が、農業振興地域かどうかというのを、ご相談が委員さんの方へあった場合については、「そういったところの確認を、まずは産業振興課の方へして下さいね。」というのをお伝え願えればというふうに思います。また、後で説明させていただきますが、今日お渡しておりますタブレットの中にも農業振興地域かどうかというのは、農地の詳細を選んでいただければ分かる様になっておりますので、そういったものを参考にいただきながら、また、対応してもらえたらと思います。また、新委員さんを含めてですね、また新しい委員さんにつきましては、農業委員さん、最適化推進委員さんに伴っては、新人研修みたいなのところですね研修会等が予定されていると思いますので、また、そういったご案内をさせていただきたいと思いますので、参加の方、出席の方、していただきながらですね、また、見聞を深めていただけたらと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。何か他にありますか。

議長 大丈夫でしょうか。はい。

議長 質疑・応答が終わりましたので、原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項の継続にまいりたいと思いますので作田副会長、よろしくお願いします。ありがとうございました。

(議長再度交代 2 番 作田 博)

(14 時 27 分)

議長 はい、再びよろしくお願いいたします。

議長 その他、会長から何か報告がありますか。

会長 (会長報告：省略)

議長 はい、事務局から何かありますか。

事務局

- ・活動記録について
- ・身分証明書について
- ・農業委員名簿と最適化推進委員名簿の名簿取り扱いについて
- ・盛り土の規制法について
- ・参考図書について
- ・農業新聞について
- ・タブレットについて

事務局説明。

議長 はい、委員の方から何か、連絡がありますか。

議長 ありませんか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第 7 回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14 時 57 分)